

青森県立保健大学大学院学則

平成 20 年 4 月 1 日
規 程 第 3 号
(最終改正 令和 6 年 4 月 30 日)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 青森県立保健大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、保健、医療及び福祉の連携、統合を図る教育・研究を推進し、保健、医療及び福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(評価)

第 2 条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について、自ら又は外部の点検及び評価（以下「自己評価及び外部評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価及び外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

(課程)

第 3 条 本学大学院の課程は、博士前期課程及び博士後期課程とする。

(研究科、専攻及び学生定員)

第 4 条 本学大学院に、健康科学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員は次の表のとおりとする。

専 攻	課 程	入学定員	収容定員
健康科学専攻	博士前期課程	10 人	20 人
	博士後期課程	4 人	12 人

(職員)

第 5 条 本学大学院の職員は、青森県立保健大学（以下「本学」という。）の職員をもって充てる。

(研究科長)

第 6 条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第 7 条 本学に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会は、学長、研究科長及び研究科において特別研究・課題研究を担当する教授をもって構成する。ただし、必要に応じて、教授、准教授等の職員を加えることができる。

5 研究科委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認める場合には、前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第10条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに規定する休業日は、1年を通じ18週以内で学長が定める日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、必要がある場合は、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

第3章 大学院学生

第1節 修業年限

(修業年限)

第11条 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず博士前期課程においては、教育研究上の必要があると認められる場合には、学生の履修上の区分に応じ、その修業年限は2年を超えるものとすることができます。（以下、本項により標準修業年限の2年を超えて履修する課程を「長期在学コース」という。）

3 長期在学コースの修業年限は3年とする。

(在学年限)

第11条の2 本学大学院の在学年限は、前条第1項に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に定める長期在学コースの在学年限は、その修業年限の2倍を超えることができない。

第2節 入学等

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第17条又は第17条の2の規定により入学する者については、学期の始めとすることができます。

(入学資格)

第13条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (8) 学校教育法第83条に規定する大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (7) その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者（入学志願の手続）

第14条 本学大学院に入学を志願する者は、入学志願票に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第15条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学の許可）

第16条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定する期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者については、入学を許可する。

（転入学）

第17条 学長は、他の大学院に在学している者で、本学大学院への転入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、相当年次に転入学を許可することができる。

（再入学）

第17条の2 学長は、本学大学院を修了した者又は退学した者で、本学大学院への再入学を志

願するものがあるときは、選考のうえ、相当年次に再入学を許可することができる。

(転入学等の取扱い)

第18条 第17条又は第17条の2の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 第17条又は第17条の2の規定により入学を許可された者の在学年限については、第11条の2の規定にかかわらず、前項の規定により決定した在学すべき年数の2倍を超えることができない。

3 転入学及び再入学に際しては、第14条から第16条までの規定を準用する。

(転領域)

第19条 学長は、他の領域に転領域を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、相当年次に転領域を許可することができる。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第20条 本学大学院博士前期課程で開講する授業科目は、基盤科目及び専門科目とする。

2 博士後期課程で開講する授業科目は、共通科目及び専門科目とする。

(単位の計算方法)

第21条 本学大学院における単位の計算方法については、青森県立保健大学学則（平成20年規程第2号）第35条の規定を準用する。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績の評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。ただし、必要と認める場合は合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、大学院を置く他の大学との協議に基づき、学生に当該他の大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、修得したものとみなすことのできる単位数は、第17条又は第17条の2の規定による入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(授業科目の名称及び単位数等)

第26条 研究科における授業科目の名称、配当年次及び単位数は、別表のとおりとする。

2 その他履修に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第27条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずること

ができる。

- 3 疾病のため休学を願い出る者は、医師の作成する診断書を添付しなければならない。
(休学期間)

第28条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、第11条の2に定める在学年限に算入する。
(復学)

第29条 休学した者が、休学期間が満了したとき又は休学期間に中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。
(転学)

第30条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第31条 外国の大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第34条第1項に規定する期間に含めることができる。
3 第1項の規定による留学により修得した単位の取扱いについては、学長が別に定める。
(退学)

第32条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。
(除籍)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については、除籍することができる。

- (1) 第11条の2に定める在学年限を超えた者
(2) 第28条の規定による休学期間を超えて、なお復学することができない者
(3) 授業料又は入学料の納入を怠り、催促してもなお納入しない者
(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第33条の2 前条第3号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料を納付して復籍の願い出があったときは、学長は復籍を許可することができる。

- 2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 修了及び学位

(修了)

第34条 学長は、博士前期課程に2年（第17条又は第17条の2の規定により入学した者については、第18条第1項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表に定める授業科目を履修して別表に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
3 学長は、博士後期課程に3年（第17条又は第17条の2の規定により入学した者については、第18条第1項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表に定める授業科目を

履修して別表に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に3年（博士前期課程（他の大学院の修士課程又は博士課程のうち前期の課程を含む。）に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「3年（博士前期課程（他の大学院の修士課程又は博士課程のうち前期の課程を含む。）に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第13条第2項第2号、第3号、第4号又は第5号の規定に該当し博士後期課程に入学した場合の博士後期課程修了のための在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 学長は、第1項、第3項、第4項又は第5項の規定により課程の修了を認定した者に対し修了証書を授与する。

（学位）

- 第35条 学長は、前条第1項の規定により課程の修了を認定した者に対し、修士の学位を授与する。
- 2 学長は、前条第3項、第4項又は第5項の規定により課程の修了を認定した者に対し、博士の学位を授与する。
 - 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

（表彰）

- 第36条 学長は、表彰に値する行為のあった学生を表彰することができる。

（懲戒）

- 第37条 学長は、大学院学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第4章 研究生等

（研究生）

- 第38条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

（科目等履修生）

- 第39条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるとき

は、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することのできる者は、当該授業科目を履修するうえで十分な学力があると認められた者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第40条 学長は、他の大学院の学生で、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院を置く大学との協議に基づき、選考のうえ、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し単位を与えることができる。

(研修生)

第41条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学大学院に派遣の申し出のあるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第42条 学長は、外国人で本学大学院に留学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等の規程)

第43条 この章に規定するもののほか、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学検定料、入学料及び授業料

(授業料等)

第44条 入学検定料、入学料、授業料及び研修料に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第45条 本学大学院の学術研究に資するため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第46条 本学大学院に、福利厚生に資するため、談話室その他の福利厚生施設を設ける。

第8章 その他

(委任)

第47条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月26日 理事長決裁)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月7日 理事長決裁)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年1月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年度における健康科学専攻博士前期課程の収容定員は30人とする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年7月1日から施行する。

2 第20条第1項に規定する授業科目は、平成28年度以前の入学生については、共通科目、専門支持科目及び専門科目とする。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年3月31日以前の入学生の在学年限は、第11条の2の規定にかかわらず平成31年3月31日限りとし、学長は、これを超えた者を除籍できるものとする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、在学年限を延長することができる。

附 則

この学則は、令和2年1月15日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表7

博士前期課程 CNS コース、修士（社会福祉学）を選択する者以外の者（平成29年度以降令和4年度以前に入学する学生）

授業科目の名称				配当年次	単位数	備考
授業科目の概要目録	基盤科目群	共通研究基礎科目	研究倫理	1 前	1	<必要単位>
			質的研究方法論	1 後	1	基盤科目から6単位以上
			Evidence-based Practice概論	1 前	1	※ただし、修士（看護学）を希望する者は「看護研究方法論」「看護倫理学」「看護理論特論」から2科目4単位以上必修
			Evidence-based Practice特論	1 後	1	
			学術英語読解	1 前	2	
		専門研究基礎科目群	看護研究方法論	1 前	2	
			看護倫理学	1 後	2	
			看護理論特論	1 前	2	
			社会福祉学研究特論I（理論・歴史研究）	1 前	2	
			社会福祉学研究特論II（制度・政策研究）	1 前	2	
		生命科学・生理学科目群	社会福祉学研究特論III（ソーシャルワーク研究）	1 前	2	
			人体機能解剖学特論	1 後	2	
			病態生理学特論	1 前	2	
			神経科学特論	2 前	2	
			生化学特論	1 前	1	
		疫学・統計学科目群	分子生物学特論	1 前	1	
			疫学特論	1 前	2	
			統計学基礎	1 前	1	
		疫学・統計解析演習		1 後	2	
		ヘルスリテラシー科目群	健康情報論	1 前	2	
			健康行動科学特論	1	2	
			保健医療福祉人材育成論	1	2	

授業科目的名称				配当年次	単位数	備考	
専門科目の概要	看護学モジュール	マネジメント・福祉モジュール	公衆衛生学特論	1 前	2	<必要単位>	
			健康政策学特論	1 後	2	モジュール科目から 8 単位以上	
			保健・医療・福祉サービスマネジメント	1 後	2		
			ヘルスプロモーション特論	1 後	2		
			ヘルスプロモーション演習	2 前	2		
			健康危機管理論	1 後	2		
			国際保健学	2 前	2		
			精神保健学演習	1 後	2		
			地域保健学演習	1 後	1		
	I 実践看護学	II 機能看護学	臨床病態生理学特論	1 前	2		
			臨床薬理学特論	1 前	2		
			アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 前	2		
			実践看護学特論 I	1 前	2		
	モジュール	モジュール	実践看護学特論 II	1 後	2		
			実践看護学演習 I	1 後	2		
			実践看護学演習 II	2 前	2		
			看護管理学	1 後	2		
	モジュール	モジュール	看護コンサルテーション	1 前	2		
			看護教育論	1 前	2		
			機能看護学特論 I	1 前	2		
			機能看護学特論 II	1 後	2		
			機能看護学演習 I	1 後	2		
			機能看護学演習 II	2 前	2		
	モジュール	モジュール	基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）	1	4		
			社会福祉学特論 I（地域福祉特論）	2 前	2		
			社会福祉学特論 II（精神保健福祉特論・福祉心理学特論）	2 前	4		
			社会福祉学特論 III（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論）	1 後	4		
			社会福祉学特論 IV（貧困・生活困窮者対策特論）	1 後	2		
			社会福祉学特論 V（医療福祉・精神障害者福祉特論）	2 前	4		
	モジュール	モジュール	理学療法基礎科学特論	1 前	1		
			理学療法基礎科学演習	1 前	1		
			理学療法臨床科学特論	1 前	1		
			理学療法臨床科学演習	1 前	1		
			理学療法健康・スポーツ科学特論	1 後	1		
			理学療法健康・スポーツ科学演習	1 後	1		
	モジュール	モジュール	理学療法地域展開科学特論	1 後	1		
			理学療法地域展開科学演習	1 後	1		
			食品栄養学特論	1 前	1		
			応用栄養学特論	1 後	1		
			応用栄養学演習	1 後	1		
			健康栄養科学特論	1 後	2		
	特別研究	その他基盤科目、専門科目	健康栄養科学演習	2 前	2		
				2	8	8 単位必修	
	計			1 ~ 2	8	8 単位以上	
					30		

博士前期課程 修士（社会福祉学）を選択する者（平成29年度以降令和4年度以前に入学する学生）

授業科目の名称			配当年次	単位数	備考
授業科目の概要	基盤科目	研究倫理 Evidence-based Practice概論 統計学基礎 学術英語読解 質的研究方法論 Evidence-based Practice特論 保健医療福祉人材育成論	1 前 1 前 1 前 1 前 1 後 1 後 1	1 1 1 2 1 1 2	5単位必修 2単位選択
		社会福祉学研究特論Ⅰ（理論・歴史研究） 社会福祉学研究特論Ⅱ（制度・政策研究） 社会福祉学研究特論Ⅲ（ソーシャルワーク研究）	1 前 1 前 1 前	2 2 2	2単位選択
		基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論） 社会福祉学特論Ⅰ（地域福祉特論） 社会福祉学特論Ⅱ（精神保健福祉特論・福祉心理学特論） 社会福祉学特論Ⅲ（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論） 社会福祉学特論Ⅳ（貧困・生活困窮者対策特論） 社会福祉学特論Ⅴ（医療福祉・精神障害者福祉特論）	1 2 前 2 前 1 後 1 後 2 前	4 2 4 4 2 4	10単位選択
		保健・福祉政策、マネジメントモジュール 精神保健学演習	1 後 1 後	2 2	2単位選択
		特別研究	2	8	8単位必修
	その他基盤科目、専門科目		1 ~ 2	1	
	計			30	

博士前期課程 CNSコースを選択する者（平成29年度以降に入学する学生）

授業科目の名称		配当年次	単位数	備考
授業科目	<がん看護学領域>			
基盤科目	看護研究方法論 看護倫理学 看護理論特論	1前 1後 1前	2 2 2	
専門科目	看護管理学 看護コンサルテーション 看護教育論	1後 1前 1前	2 2 2	8単位選択
臨床科門	臨床病態生理学特論 臨床薬理学特論 アドバンスト・ヘルスアセスメント	1前 1前 1前	2 2 2	6単位必修
がん看護学特論Ⅰ		1前	2	
がん看護学特論Ⅱ		1後	2	
がん看護学特論Ⅲ		1前	2	
がん薬物療法看護論		1後	2	14単位必修
がん薬物療法看護演習		1後	2	
緩和ケア論		1後	2	
緩和ケア演習		1後	2	
がん看護学実習Ⅰ		1後	2	
がん看護学実習Ⅱ		2前	2	
がん看護学実習Ⅲ		2	2	10単位必修
がん看護学実習Ⅳ		2	2	
がん看護学実習Ⅴ		2	2	
課題研究		2	2	2単位必修
	計		40	

※CNSコースは高度実践看護師（専門看護師）の認定条件に配慮した科目を設定している。

博士後期課程 (平成29年度以降に入学する学生)

授業科目の名称			配当年次	単位数	備考
授業科目	共通科目	ヒューマンケア科学特論	1 前	2	<必要単位> 共通科目から2単位以上
		保健・医療・福祉学研究特論	1 前	2	
		基礎健康科学研究特論	1 前	2	
		看護学研究特論	1 前	2	
概要	専門科目	保健・医療・福祉政策システム領域特別講義 I 保健・医療・福祉政策システム領域特別講義 II 保健・医療・福祉政策システム領域特別演習 保健・医療・福祉政策システム領域特別研究	1	2	<必要単位> 特別講義 I・II並びに特別演習および特別研究 14単位必修
			1~3	2	
			1~2	4	
			1~3	6	
	対人ケア領域ネジメント	対人ケアマネジメント領域特別講義 I 対人ケアマネジメント領域特別講義 II 対人ケアマネジメント領域特別演習 対人ケアマネジメント領域特別研究	1	2	
			1~3	2	
			1~2	4	
			1~3	6	
	基礎研究・実用技術領域	基礎研究・実用技術領域特別講義 I 基礎研究・実用技術領域特別講義 II 基礎研究・実用技術領域特別演習 基礎研究・実用技術領域特別研究	1	2	
			1~3	2	
			1~2	4	
			1~3	6	
	計			16	

別表8

博士前期課程 修士（健康科学）を選択する者（令和5年度以降に入学する学生）

授業科目の名称				配当年次	単位数	備考
授業科目の概要	基礎科目群	共通研究基礎科目	医療倫理学	1 前	1	<必要単位>
			質的研究方法論	1 後	1	基盤科目から 6 単位以上
			調査研究方法論	1 前	1	
			Evidence-based Practice特論	1 後	1	
			学術英語読解	1 前	2	
			保健医療デジタルトランスフォーメーション特論	1	1	
			健康科学フィールド演習	1 ~ 2	2	
		専門研究基礎科目	看護研究方法論	1 前	2	
			看護倫理学	1 後	2	
			看護理論特論	1 前	2	
			社会福祉学研究特論 I (理論・歴史研究)	1 前	2	
	科目群	生命科学・生理学科目群	社会福祉学研究特論 II (制度・政策研究)	1 前	2	
			社会福祉学研究特論 III (ソーシャルワーク研究)	1 前	2	
			人体機能解剖学特論	1 後	2	
			病態生理学特論	1 前	2	
			神経科学特論	2 前	2	
	疫学・統計学科目群	ヘルスリテラシー科目群	生化学特論	1 前	1	
			ゲノム情報学	1 前	1	
			疫学基礎	1 前	2	
			疫学演習	1 前	1	
			医療統計学基礎	1 前	2	
			医療統計解析演習	1 後	1	
			健康情報論	1 前	2	
			健康行動科学特論	1	2	
			保健医療福祉人材育成論	1	2	
			地域医療社会学特論	1	2	

授業科目の名称			配当年次	単位数	備考	
専門科目の概要	マネジメント・福祉政策、ール	公衆衛生学特論	1 前	2	<必要単位>	
		健康政策学特論	1 後	2	専門科目から 8 単位以上	
		保健・医療・福祉サービスマネジメント I	1 後	1		
		保健・医療・福祉サービスマネジメント II	1 後	1		
		保健・医療・福祉サービスマネジメント III	1 後	1		
		ヘルスプロモーション特論	1 後	2		
		ヘルスプロモーション活動演習	2 前	1		
		健康危機管理論	1 後	1		
		感染症管理論	1 後	1		
		国際環境保健学	2 前	2		
授業科目の概要	看護学モジュール	産業・環境保健学特論	1	2		
		産業・環境保健学演習	1	1		
		精神保健学演習	1 後	1		
		地域保健協働実践演習	1 後	1		
		臨床病態生理学特論	1 前	2		
		臨床薬理学特論	1 前	2		
		アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 前	2		
		実践看護学特論 I	1 前	2		
		実践看護学特論 II	1 後	2		
		実践看護学演習 I	1 後	2		
授業科目の概要	モジ会員福祉学	実践看護学演習 II	2 前	2		
		看護管理学	1 後	2		
		看護コンサルテーション	1 前	2		
		看護教育論	1 前	2		
		機能看護学特論 I	1 前	2		
		機能看護学特論 II	1 後	2		
		機能看護学演習 I	1 後	2		
		機能看護学演習 II	2 前	2		
		基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）	1	4		
		社会福祉学特論 I（地域福祉特論）	2 前	2		
授業科目の概要	モジ療法科学	社会福祉学特論 II（精神保健福祉特論・福祉心理学特論）	2 前	4		
		社会福祉学特論 III（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論）	1 後	4		
		社会福祉学特論 IV（貧困・生活困窮者対策特論）	1 後	2		
		社会福祉学特論 V（医療福祉・精神障害者福祉特論）	2 前	4		
		理学療法基礎科学特論	1 前	1		
		理学療法基礎科学演習	1 前	1		
		理学療法臨床科学特論	1 前	1		
		理学療法臨床科学演習	1 前	1		
		理学療法健康・スポーツ科学特論	1 後	1		
		理学療法健康・スポーツ科学演習	1 後	1		
授業科目の概要	モジ・栄養・食品学	理学療法地域展開科学特論	1 後	1		
		理学療法地域展開科学演習	1 後	1		
		理学療法教育学概論	1 前	2		
		理学療法教育学特論	1 後	2		
		食品栄養学特論	1 前	1		
授業科目の概要	モジ・栄養・食品学	応用栄養学特論	1 後	1		
		応用栄養学演習	1 後	1		
		健康栄養科学特論	1 後	2		
		健康栄養科学演習	2 前	2		
		特別研究	2	8	8 単位必修	
その他基盤科目、専門科目			1 ~ 2	8	8 単位以上	
			計	30		

博士前期課程 修士（看護学）を選択する者 （令和5年度以降に入学する学生）

授業科目の名称				配当年次	単位数	備考
授業科目の概要目	基礎科目群	研究基礎科目	医療倫理学	1 前	1	6 単位必修
			質的研究方法論	1 後	1	
			調査研究方法論	1 前	1	
			Evidence-based Practice特論	1 後	1	
			学術英語読解	1 前	2	
		専門研究基礎科目	保健医療デジタルトランスフォーメーション特論	1	1	
			健康科学フィールド演習	1 ~ 2	2	
			看護研究方法論	1 前	2	
			看護倫理学	1 後	2	
			看護理論特論	1 前	2	
	科目群	生命科学・生理学科目群	社会福祉学研究特論 I (理論・歴史研究)	1 前	2	
			社会福祉学研究特論 II (制度・政策研究)	1 前	2	
			社会福祉学研究特論 III (ソーシャルワーク研究)	1 前	2	
		疫学・統計学科目群	人体機能解剖学特論	1 後	2	
			病態生理学特論	1 前	2	
	ヘルスリテラシー科目群	疫学・統計学科目群	神経科学特論	2 前	2	
			生化学特論	1 前	1	
			ゲノム情報学	1 前	1	
			疫学基礎	1 前	2	
			疫学演習	1 前	1	
			医療統計学基礎	1 前	2	
			医療統計解析演習	1 後	1	
			健康情報論	1 前	2	
			健康行動科学特論	1	2	
			保健医療福祉人材育成論	1	2	
			地域医療社会学特論	1	2	

授業科目の名称			配当年次	単位数	備考	
専 マ ネ ジ 健 ・ 福 祉 モ ジ ス ト ・ 政 策 ユ ー ル	公衆衛生学特論		1 前	2		
	健康政策学特論		1 後	2		
	保健・医療・福祉サービスマネジメント I		1 後	1		
	保健・医療・福祉サービスマネジメント II		1 後	1		
	保健・医療・福祉サービスマネジメント III		1 後	1		
	ヘルスプロモーション特論		1 後	2		
	ヘルスプロモーション活動演習		2 前	1		
	健康危機管理論		1 後	1		
	感染症管理論		1 後	1		
	国際環境保健学		2 前	2		
授 業 科 目 の 概 要	産業・環境保健学特論		1	2		
	産業・環境保健学演習		1	1		
	精神保健学演習		1 後	1		
	地域保健協働実践演習		1 後	1		
	門 看 護 学 モ ジ ュ ー ル	臨床病態生理学特論		1 前	2	
		臨床薬理学特論		1 前	2	
		アドバンスト・ヘルスアセスメント		1 前	2	
		実践看護学特論 I		1 前	2	
		実践看護学特論 II		1 後	2	
		実践看護学演習 I		1 後	2	
	実践看護学演習 II		2 前	2	「実践看護学」もしくは「機能看護学」のいずれかの特論・演習から 4 科目・8 単位を選択必修	
	II 機 能 看 護 学	看護管理学		1 後		
		看護コンサルテーション		1 前		
		看護教育論		1 前		
		機能看護学特論 I		1 前		
		機能看護学特論 II		1 後		
		機能看護学演習 I		1 後		
	機能看護学演習 II		2 前	2		
	モ ジ 会 福 祉 学	基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）		1	4	
		社会福祉学特論 I（地域福祉特論）		2 前	2	
		社会福祉学特論 II（精神保健福祉特論・福祉心理学特論）		2 前	4	
		社会福祉学特論 III（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論）		1 後	4	
		社会福祉学特論 IV（貧困・生活困窮者対策特論）		1 後	2	
		社会福祉学特論 V（医療福祉・精神障害者福祉特論）		2 前	4	
	モ ジ 理 療 法 科 學	理学療法基礎科学特論		1 前	1	
		理学療法基礎科学演習		1 前	1	
		理学療法臨床科学特論		1 前	1	
		理学療法臨床科学演習		1 前	1	
		理学療法健康・スポーツ科学特論		1 後	1	
		理学療法健康・スポーツ科学演習		1 後	1	
		理学療法地域展開科学特論		1 後	1	
		理学療法地域展開科学演習		1 後	1	
		理学療法教育学概論		1 前	2	
	理学療法教育学特論		1 後	2		
	モ ジ 栄 養 ・ 食 品 学	食品栄養学特論		1 前	1	
		応用栄養学特論		1 後	1	
		応用栄養学演習		1 後	1	
		健康栄養科学特論		1 後	2	
		健康栄養科学演習		2 前	2	
特別研究			2	8	8 単位必修	
その他基盤科目、専門科目			1 ~ 2	8	8 単位以上	
計				30		

博士前期課程 修士（社会福祉学）を選択する者（令和5年度以降に入学する学生）

授業科目の名称		配当年次	単位数	備考
授業科目	医療倫理学	1 前	1	5 単位必修
	医療統計学基礎	1 前	2	
	学術英語読解	1 前	2	
	質的研究方法論	1 後	1	
	Evidence-based Practice特論	1 後	1	
	保健医療福祉人材育成論	1	2	2 単位選択
	社会福祉学研究特論 I (理論・歴史研究)	1 前	2	
	社会福祉学研究特論 II (制度・政策研究)	1 前	2	
	社会福祉学研究特論 III (ソーシャルワーク研究)	1 前	2	
科目の概要	専門科目	基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）	1	4
		社会福祉学特論 I (地域福祉特論)	2 前	2
		社会福祉学特論 II (精神保健福祉特論・福祉心理学特論)	2 前	4
		社会福祉学特論 III (高齢者福祉特論・地域包括ケア特論)	1 後	4
		社会福祉学特論 IV (貧困・生活困窮者対策特論)	1 後	2
		社会福祉学特論 V (医療福祉・精神障害者福祉特論)	2 前	4
	保健・福祉政策、マネジメントモジュール	保健・医療・福祉サービスマネジメント I	1 後	1
		保健・医療・福祉サービスマネジメント II	1 後	1
		保健・医療・福祉サービスマネジメント III	1 後	1
		精神保健学演習	1 後	1
	特別研究		2	8 単位必修
	その他基盤科目、専門科目		1 ~ 2	1
	計		30	

博士前期課程 修士（公衆衛生学）を選択する者（令和5年度以降に入学する学生）

授業科目の名称				配当年次	単位数	※区分	備考
基盤科目	目研究基礎群科 共通研究基礎科目	医療倫理学		1 前	1	(⑥)	<p><必要単位> 次の1、2の履修を満たすこと。</p> <p>1 必修科目 6 単位 「疫学基礎（2単位）」 「医療統計学基礎（2単位）」 「医療統計解析演習（1単位）」 「Evidence-based Practice特論（1単位）」 計6単位</p> <p>2 選択科目16単位 下記区分の③④⑤から各2単位以上を含み、計16単位</p> <p>※公衆衛生学修士コア領域区分 ① 疫学 ② 生物統計学 ③ 保健政策・医療管理学 ④ 環境産業保健学 ⑤ 社会行動科学 ⑥ その他基盤科目・専門科目</p>
		質的研究方法論		1 後	1	(⑥)	
		調査研究方法論		1 前	1	(⑥)	
		Evidence-based Practice特論		1 後	1	(①)	
		学術英語読解		1 前	2	(⑥)	
		保健医療デジタルトランスフォーメーション特論		1	1	(⑥)	
	生命科学・生理学 科目群	健康科学フィールド演習		1 ~ 2	2	(⑥)	
		ゲノム情報学		1 前	1	(⑥)	
		疫学基礎		1 前	2	(①)	
		疫学演習		1 前	1	(①)	
授業科目	疫学・ 統計学 科目群	医療統計学基礎		1 前	2	(②)	
		医療統計解析演習		1 後	1	(②)	
		ヘルスリテラシー 科目群	健康情報論	1 前	2	(⑤)	
		健康行動科学特論		1	2	(⑤)	
	ヘルスリテラシー 科目群	保健医療福祉人材育成論		1	2	(③)	
		地域医療社会学特論		1	2	(⑥)	
		公衆衛生学特論		1 前	2	(③)	
		健康政策学特論		1 後	2	(③)	
		保健・医療・福祉サービスマネジメント I		1 後	1	(③)	
		保健・医療・福祉サービスマネジメント II		1 後	1	(③)	
目的概要	専門科目	保健・医療・福祉サービスマネジメント III		1 後	1	(③)	
		ヘルスプロモーション特論		1 後	2	(⑤)	
		ヘルスプロモーション活動演習		2 前	1	(⑤)	
		健康危機管理論		1 後	1	(④)	
		感染症管理論		1 後	1	(④)	
		国際環境保健学		2 前	2	(④)	
		産業・環境保健学特論		1	2	(④)	
		産業・環境保健学演習		1	1	(④)	
		精神保健学演習		1 後	1	(③)	
		地域保健協働実践演習		1 後	1	(③)	
	看護学 モジュール	看護管理学		1 後	2	(③)	
特別研究				2	8		8単位必修
				計	30		

博士前期課程 CNSコースを選択する者（令和5年度以降に入学する学生）

	授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
授 業 科 目	<がん看護学領域>			
基 盤 科 目	看護研究方法論 看護倫理学 看護理論特論	1 前 1 後 1 前	2 2 2	
専 門 科 目	看護管理学 看護コンサルテーション 看護教育論 臨床病態生理学特論 臨床薬理学特論 アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 後 1 前 1 前 1 前 1 前 1 前	2 2 2 2 2 2	8 単位選択
概 要	がん看護学特論 I がん看護学特論 II がん看護学特論 III がん薬物療法看護論 がん薬物療法看護演習 緩和ケア論 緩和ケア演習 がん看護学実習 I がん看護学実習 II がん看護学実習 III がん看護学実習 IV がん看護学実習 V 課題研究	1 前 1 後 1 前 1 後 1 後 1 後 1 後 1 後 2 前 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	14 単位必修 10 単位必修 2 単位必修
	計		40	

※CNSコースは高度実践看護師（専門看護師）の認定条件に配慮した科目を設定している。